

別表 1（第 4 関係）

区分別検査の方法

区分	検査の方法
栽培地検査	1) 栽培地の見取り図等から、当該栽培地を満遍なく調査しうるルートの設定等を行う。 2) 栽培地検査に関する申請書に記載されている植物を目視により検査する。この際、栽培地の地形、傾斜、風雨の状況等に鑑み、有害動植物の発生の可能性の高い地点が認められる場合には、当該地点を重点的に検査する。食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物が認められた場合には、当該植物及び必要に応じて周辺の植物を詳細に検査し、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の確認を行う。また、必要に応じて寄生が疑われる植物の部位等を採取・分離し、文献情報、ISPM 等の国際基準、公表論文等に基づき同定を行う。 3) 栽培地検査の対象となる有害動物が線虫類である場合には、寄生が疑われる部位に加え、当該株周辺の土壌又は培養資材を採取の上、2) の同定を行う。 4) 上記に掲げるほか、トラップ調査、生果実調査等の輸入国が要求する措置がある場合には、それに従う。
消毒検査	1) 申請者が委託する消毒実施者（以下「消毒実施者」という。）に対し、消毒検査に関する申請書に記載された手法により消毒を行うように求める。 2) 消毒実施者に過去に消毒検査を受けた実績がない場合には、当該実施者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立ち会い、以下の点を確認する。過去に実績のある場合には、立会いを必ずしも必要としない。 ① くん蒸処理については、消毒検査に関する申請書に記載された薬剤の漏洩が認められないこと。 ② 熱処理及び低温処理については、乾熱処理機、蒸熱処理機、低温庫等が適切に稼働していること。 ③ 薬剤散布、殺菌処理等については、消毒の開始時に関しては、薬剤の粉衣、浸漬、散布等の処理を行うための準備工程が適切に行われていること。消毒の終了時に関しては、消毒処理に使用した資材、消毒処理後の植物等の確認により、薬剤の粉衣、浸漬、散布等の処理が適切に行われたことが推定されること。 3) 申請者又は消毒実施者に対し、消毒方法（くん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等）、薬剤名、処理時間、処理温度、処理濃度（薬量）、消毒実施場所等の実施した消毒の内容を記録した書面を提出させ、記載内容の不備、消毒処理データ等の内容確認を行う。

精密検査	1) 精密検査に関する申請書に記載された手法により検査を実施する。 2) 栽培の用に供する植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を検査に供する。 ① 種子について栽培検定を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、種子表面に変色、小黑点等の異常、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる種子（以下「異常種子」という。）を優先的に、当該数量から10%を抽出し、ブロッタ法等により、検査対象の糸状菌等の有無を確認する。 ② 球根、苗、苗木等について接種による診断を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われるものを優先的に、10個体（目視による確認に供した数量が100個体未満の場合は、当該数量の10%を切り上げた整数）を各々指標植物に接種して病徴により検査対象の有害植物を確認する。 ③ 種子について線虫検査を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、異常種子を優先的に、当該数量から10%を抽出し、ベールマン法、フェンウィック法等により、検査対象の線虫の有無を確認する。 ④ 球根、苗、苗木等について線虫検査を実施する場合には、線虫の性状等に応じ、次に掲げる手法により分離作業を実施する。 ア) 植物体に付随する培養資材から線虫を分離する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、線虫の寄生が疑われる培養資材を中心に10%を抽出し、ベールマン法、フェンウィック法、ふるい分け法等により検査対象の線虫の有無を確認する。 イ) 植物体の地下部等から線虫を分離する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、地下部等に変色の見られる植物体を中心に10%を抽出し、当該部分を採取し、ベールマン法等により検査対象の線虫の有無を確認する。 3) 栽培の用に供しない植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第4号の目視検査に掲げる数量から、食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物を優先的に、計1グラム程度採取し、ベールマン法等の検査に供する。 4) 球根、苗、苗木等について遺伝子診断、血清学的診断及び微生物学的診断を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第4号の目視検査に掲げる数量を目視により確認し、食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害植物による寄生が疑われるものを優先的に、当該数量の30%を抽出し、葉がある場合は1葉を、葉がない場合は植物体の一部を各個体から採取し、PCR法、ELISA法、分離、培養等により検査対象の有害植物を確認する。 5) 特殊容器に封入された植物及びその部分（種子を除く）であって栽培の用に供するものに精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第4号の目視検査に掲げる数量を目視により確認し、植物体の一部を採取し、PCR等の検査に供し、検査対象の有害植物を確認する。
------	--

目視検査	1) 検査は十分な明るさを確保した上で、他の荷口と混ざらないよう配慮の上実施する。なお、集荷地で検査を実施する場合、安全に検査ができるよう、申請者又はその代理人に対し指示をすることとする。 2) 目視検査に関する申請書に記載された梱数、数量、表示等が、申請荷口と同一であることを確認する。 3) 輸入国が要求する内容が明確な場合にはそれに従い、明確でない場合には、規程第4条第1項第4号に掲げる数量について、有害動植物や土の付着及び植物残さの混入の有無を目視により検査する。同号に掲げる数量の抽出に当たっては、検査荷口の数量が小さく、かつ、全体を目視できる場合には、有害動植物、土等の付着が疑われるものを優先して抽出する。有害動植物を確認し、又は有害動植物の寄生が疑われる植物を確認した場合には、文献情報、国際基準、公表論文等に基づき同定を行う。 4) 再輸出の申請がなされた植物等については、3)の確認に加え、保管場所、方法、状況等から鑑みて輸入後の保管が適切に行われているかについて検査する。 5) 検査は輸出時の荷姿の状態で行う。ただし、ペレットシード（コーティングシード）、マットシード、ロープシード、缶詰種子、小売り用小袋に封入された種子、缶詰球根及び缶詰サボテン並びにこれらに準ずる加工品については、コーティング等の加工、缶詰及び封入前の状態のものを検査に用いることができるものとする。また、加工、缶詰及び封入前の状態のものを検査に用いる場合、現物の外装確認（輸出される荷姿の確認）を行うこととする。 6) 5)に掲げるコーティングや缶詰のような加工が施されている植物等については、必要に応じ、抽出した数量の一部又は全部について、コーティングの剥離や開披などを行うことができる。申請者又はその代理人は、植物防疫官又は登録検査機関の指示に従い、これらの作業を行うものとする。 7) 物品及び規則第4条第5号に掲げる植物（以下「凍結植物」という。）について目視検査を実施する場合には、目視によるほか、情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段（以下「リモート手段」という。）により検査を実施することができる。 8) 物品のうち、きのこ類であって小売り容器に密閉されたもの、海藻類、高度加工品及び凍結植物については、3)の抽出による検査を必要としない。この際には、目視（リモート手段を含む。）による2)の確認に加え、必要に応じ、加工の程度をこん包の表示や関係書類等の確認又は同種の物品であって輸出又は再輸出の申請を行わないものの確認により検査する。 9) 7)の結果、検査荷口の状態から有害動植物、土等の付着が疑われる場合、リモート手段の通信不良により検査荷口の加工状態が判断できない場合等、必要があると判断される場合は、3)に準じて目視による検査を行うものとする。 10) 8)に掲げるもの、中古農業機械及び製材以外の物品の検査の数量については、規程別表第2の15に掲げる検査の数量を準用する。
------	--

別表 2（第 5 関係）

区分別検査の適合の基準

区分	適合の基準
栽培地検査	次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 栽培地及びその周辺において、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の発生状況等が、輸入国の要求を満たすこと。 イ 輸入国の要求事項により、トラップ調査等の調査及びその他の措置を実施した場合は、当該調査結果及び措置内容が、輸入国の要求を満たすこと。
消毒検査	1) 輸入国の要求が明確な場合には、輸入国が指定する処理が適切に行われたと認められる場合 2) 輸入国の要求が明確でない場合には、実施された処理が適切に行われたと認められる場合
精密検査	輸入国が指定する有害動植物が確認されないと認められる場合
目視検査	次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 輸入国が指定する有害動植物が確認されないこと。 イ 輸入国が輸入を禁止している土、植物、容器包装等が混入していないこと。
目視検査（再輸出用）	次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 輸入国が指定する有害動植物が確認されないこと。 イ 輸入国が輸入を禁止している土、植物、容器包装等が混入していないこと。 ウ 保管場所、方法、状況等から鑑みて、輸入後、目視検査の申請時までの間、衛生状態が維持されていること。

別表 3（第 8 関係）

植物検疫証明書の記載内容等

対象様式	項目	記載内容
PHYTOSANITARY CERTIFICATE 及び PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT に適用 （規則第 27 条に基 づく第 13 号様式及 び第 13 条号の 2 様 式）	No.	統計・担当所コード＋業務コード＋7 桁の任意番号を記載する。 （例）横浜植物防疫所（000）輸出検疫担当における 123 番目の受付番号 000-91-0000123
	TO : PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF	検査申請書の輸入国名を記載する。
	Name and address of exporter	検査申請書の荷送人の氏名と住所を記載する。
	Declared name and address of consignee	検査申請書の荷受人の氏名と住所を記載する。
	Number and description of packages	輸出する植物の全梱数を記載する。 輸入国がコンテナ数を要求する場合は、当欄に記載する。
	Distinguishing marks	検査申請書の記号及び番号を記載する。輸入国がコンテナ番号の記載を要求する場合は、当欄に記載する。
	Place of origin	日本産の場合は、植物等が生産された場所又は保管されていた場所の都道府県名を記載する（都道府県名が不明の場合は日本と記載）。日本産以外の場合は、その原産国名を記載する。
	Declared means of conveyance	海上輸送、航空輸送、郵便、携帯等の輸送方法を記載する。 （例：SHIP CARGO、AIR CARGO、MAIL、BAGGAGE など） 必要に応じて、船名や航空機名等を記してもよい。
	Declared point of entry	検査申請書の陸揚港名を記載する。ただし、郵便の場合は輸入国名を記載する。

	Name of produce and quantity declared	具体的な品目名（栽植用植物、種子、果実などの分類を含む）と数量を記載する。 品目数が多く、当欄に記載しきれない場合は、包括名称を記載した上で、「DETAILS AS PER ATTACHED SHEET」と記載し、アタッチシート（様式第14号）を添付する。 （包括名称例：VEGETABLE SEED, FLOWER SEED, LIVING PLANT, BONSAI TREE, FRESH VEGETABLE, FRESH FRUIT, SCION 等）
	Botanical name of plants	属又は種レベルの学名を記載する。 未記載の場合は「NOT APPLICABLE」又は「N/A」と記載する。
	ADDITIONAL DECLARATION	輸入国の要求に基づき追加記載する。追記がない場合は、「XXXXX」と記載する。 輸入許可証の番号を記載する場合は、当欄に「Permit No.」及び当該番号を記載する。 植物検疫証明書記載項目のうち、アタッチシートを使用して証明する場合を除き、該当欄内に全ての内容を記載することができない場合は、当欄に記載する。記載の末行の下に「XXXXX」と記載する。
	DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT	輸入国の要求に基づき、当該植物に消毒等が実施された場合は、その内容を記載する。 消毒が実施されない場合は、各欄に「XXX」と記載する。
	Place of issue	発行所名を記載する。 （例） 本所の場合：YOKOHAMA PLANT PROTECTION STATION (YOKOHAMA). JAPAN 支所の場合：NAGOYA PLANT PROTECTION STATION (SHIMIZU). JAPAN 出張所の場合：KOBE PLANT PROTECTION STATION (MATSUYAMA). JAPAN
	Name of authorized officer	署名者名を記載する。
	Date	発給年月日を記載する。
PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT （規則第 27 条に基	This is to certify... Japan from ____ covered by Phytosanitary Certificate No. ____	1 番目の欄には、原産国名を記載する。 2 番目の欄には、添付する原産国の検査証明書番号を記載する。

づく第13号の2様式)のみに適用	Original ☐, certified true copy ☐, packed ☐, repacked ☐, original ☐, new ☐, original phytosanitary certificate ☐, additional inspection ☐	原産国の検査証明書の正副、再梱包の有無、追加検査の有無等について記載する。
-------------------------	--	--

植物検疫証明書の交付に当たっての留意事項

1. 植物検疫証明書の用紙は、偽造及び改ざん防止のため、特殊用紙を使用するものとする。
2. 植物検疫証明書の様式中の印は、スタンプ方式により証明書を発行する都度押印するものとする。
3. アタッチシートの署名は、植物検疫証明書と同一の署名者が署名する。

栽培地検査申請書

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり栽培地検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その 1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その 2）

番号	栽培者氏名	栽培面積 (a)	栽培数（本・株）	栽培地住所（地番まで）
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書に記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する栽培地検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 番号、ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、栽培されている品種が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（－）を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態（苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物等）を記載すること。
- 7 備考欄には、栽培地検査に参考となる情報（輸入国の要求事項等）を記載すること。
- 8 畦畔、道路、ハウス、柵、ネット等で区画された区画内を 1 ほ場とし、各ほ場に番号を割り振ること。
- 9 番号が割り振られたほ場の位置を図示した資料及び各ほ場の植栽状況を示す資料（見取り図等）を添付すること。
- 10 検査期間中に、植生又は栽培状況の変更が生じた場合には遅滞なく、申請書の検査対象植物等欄に変更内容を記載の上、植物防疫所へ提出すること。

申請者住所
申請者氏名

消毒検査申請書

申請年月日

植物防疫所（支所又は出張所）の植物防疫官

以下のとおり消毒検査を申請します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）（植物防疫官の立会い ☐有 ☐無）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	消毒方法（薬剤名）	消毒（予定・実施）場所
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（消毒情報及び輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する消毒検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（－）を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態（苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等）を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、㎡等）を記載すること。
- 8 植物防疫官が消毒処理に立会う場合は、備考欄に実施予定の消毒方法の情報（有効成分名、有効成分濃度、処理時間、処理温度等）を記載し、消毒処理後、必要に応じて消毒内容を定量的に示すデータを添付するとともに、消毒処理の情報を修正する必要がある場合は申請書を修正すること。
- 9 消毒実施者が過去に消毒検査を受けた実績があり、植物防疫官の消毒処理の立会いを要しない場合は、備考欄に実施済みの消毒処理の情報（消毒実施者・消毒実施日・処理時間・温度・濃度等）を記載し、必要に応じて実施した消毒内容を定量的に示すデータを添付すること。

申請者住所

申請者氏名

精密検査申請書

申請年月日

植物防疫所（支所又は出張所）の植物防疫官

以下のとおり精密検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	検査方法	検査対象有害動植物
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する精密検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（－）を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態（苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等）を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、本等）を記載すること。ただし、種子の場合は、数量欄に重量及び粒数を記載すること。
- 8 備考欄には、精密検査に参考となる情報（輸入国の要求事項等）を記載すること。

申請者住所
申請者氏名

目視検査申請書

申請年月日

植物防疫所（支所又は出張所）の植物防疫官

以下のとおり目視検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その 1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その 2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する目視検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（－）を記載すること。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等を記載し、必要に応じて、植物の部位（地上部、地下部）、加工状態（粉末、細断等）等を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、㎡等）を記載すること。
- 8 備考欄には、目視検査の参考となる情報を記載すること。
- 9 物品の場合は、種類・名称欄には、品目（トラクター、海苔、赤玉土等）を記載するとともに、申請者が過去に物品に関し目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付実績があり、情報通信機器を用いた検査を希望する場合は、備考欄にリモート検査希望と記載すること。
- 10 中古農業機械については、ロット番号・品種名欄に該当する 9 桁の輸出統計品目番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年 6 月 30 日大蔵省告示第 94 号）に規定するもの）を記入すること。

申請者住所

申請者氏名

目視検査申請書（再輸出）

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり目視検査（再輸出）を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）（再梱包 ☐有 ☐無 容器包装の変更 ☐有 ☐無）

番号	産地（国名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する再輸出における目視検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（－）を記載すること。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等を記載し、必要に応じて、植物の部位（地上部、地下部）、加工状態（粉末、細断等）等を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、㎡等）を記載すること。
- 8 備考欄には、目視検査の参考となる情報を記載すること。
- 9 物品の場合は、種類・名称欄には、品目（海苔、赤玉土等）を記載するとともに、申請者が過去に物品に関し目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付実績があり、情報通信機器を用いた検査を希望する場合は、備考欄にリモート検査希望と記載すること。

申請者住所

申請者氏名

様式第 6 号

氏 名

年度輸出（植物名）栽培地検査補助員を委嘱する。

年 月 日

植物防疫所長名

補 助 員 検 査 記 録 書

都道 府県	市町 村	申請者又は 代表者氏名
----------	---------	----------------

検査月日
補助員氏名

申請 番号	栽培地 番号	栽培者氏名	品名 品種名	栽培面積 (a)	栽培数 (株)	病害虫発生状況			申請辞退 栽培数 (株)	枯死等 栽培数 (株)	備 考
						栽培面積 (a)	栽培数 (株)	病害虫名等			

記載に当たっての留意事項

1 申請番号欄には、植物防疫官が栽培地検査申請書を受け付けた際に付した申請番号を記入すること。

2 栽培地番号欄には、栽培地検査申請書の番号を記入すること。

3 補助員検査記録書は、栽培地検査申請書及び補助員ごとに作成すること。

4 病害虫発生状況欄は、病害虫が発生している栽培面積、栽培数及び病害虫名等を記入すること。

栽培地検査報告書

申請番号

申請年月日

殿

以下のとおり栽培地検査の結果を報告する。
なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その 1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その 2）

番号	栽培者氏名	栽培面積(a)	栽培数（本・株）	栽培地住所（地番まで）
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日

交付所名

消毒検査報告書

申請番号

申請年月日

殿

以下のとおり消毒検査の結果を報告する。
なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その 1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その 2）（植物防疫官の立会い ☐有 ☐無）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	消毒方法（薬剤名）	消毒（予定・実施）場所
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	消毒実施者・消毒実施日・処理時間・温度・有効成分名・有効成分濃度等
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日

交付所名

精密検査報告書

申請番号

申請年月日

殿

以下のとおり精密検査の結果を報告する。
なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	検査方法	検査対象有害動植物
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日

交付所名

目視検査報告書

申請番号	
申請年月日	

殿

以下のとおり目視検査の結果を報告する。
なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫等における衛生管理、保管等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日	
交付所名	

目視検査報告書（再輸出）

申請番号	
申請年月日	

	殿

以下のとおり目視検査（再輸出）の結果を報告する。
なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫等における衛生管理、保管等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その１）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その２）（再梱包 ☐有 ☐無 容器包装の変更 ☐有 ☐無）

番号	産地（国名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日	
交付所名	

在庫数量票

作成年月日	
種類・名称	
形態・用途	
ロット番号・品種名	
産地（国名・都道府県名）	
検査区分 （栽培地・消毒・精密・再輸出）	
同一ロット輸出実績の有無	
検査報告書情報	

保管場所	
保管状況	
管理者氏名	
現在の保管数量	
輸出検査数量※	
輸出検査後の保管数量※	
備考	
申請番号※	
植物防疫所確認日☆	

記載に当たっての留意事項

- 1 種類・名称欄には、在庫を管理する植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 2 産地（国名・都道府県名）の欄には、日本産の場合は都道府県名、海外産の場合は生産国で発行された検査証明書に記載された国・地域名を記載すること。
- 3 検査報告書情報の欄には、輸入検査における植物等検査合格証明書、各区分別検査報告書の番号（申請番号－番号）を記載すること。
- 4 保管場所欄には、保管場所の住所（地番まで）を記載すること。
- 5 内販又は転売で数量が減った場合には、備考欄にその推移を記載すること。
- 6 ※ 輸出検査予定数量、輸出検査後の保管数量、申請番号については、植物検疫証明書の交付の申請時に記載すること。
- 7 ☆ 植物防疫所記入欄

様式第 14 号

PLANT PROTECTION SERVICE
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
JAPANESE GOVERNMENT

Attached sheet

No. _____



Place of issue _____ PLANT PROTECTION STATION, (_____), JAPAN

Name of authorized officer _____

Date _____

(Signature)